

# 野焼きはやめましょう！

ごみの焼却行為、いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除き、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2”で禁止されています。

ごみの焼却行為は「においや煙により気分が悪くなる」「洗濯物に汚れやにおいがつく」などの近所迷惑になります。また、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響も心配されています。

## ご近所の迷惑になるごみの焼却はやめましょう！！

家庭より排出されるごみについては、小牧市配布の冊子「資源・ごみの分け方と出し方」に従って正しく分別し、処理してください。

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

※詳細は裏面を参照してください。



お問合せ先

〔野焼きの指導について〕

小牧市役所 ごみ政策課 収集美化係

電話：0568-76-1147 (直通)

〔ごみの分け方と出し方について〕

小牧市役所 ごみ政策課 ごみ減量推進係

電話：0568-76-1187 (直通)

## 1. 廃棄物（ごみ）の焼却は、一部の例外を除き、法令で禁止されています。

### （焼却禁止）

#### ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### （焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

#### ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※なお、例外とはいえ、煙などにより周辺住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれがある場合については、指導の対象となります。

## 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に違反して廃棄物を焼却した者は 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

### （罰則）

#### ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - (1)～(14)及び(16) 省略
  - (15) 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
- 2 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。